

綾瀬市コミュニティバスに係る有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）第16条の規定に基づき、基本要綱に定めのあるほか、綾瀬市コミュニティバスに係る広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 基本要綱第2条に規定する広告媒体の種類については、綾瀬市コミュニティバスの車内利用広告、車体利用広告及びパンフレット広告とする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集期間等については、広報で公表するものとする。

(広告の掲載の申込み等)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、綾瀬市有料広告掲載申込書（第1号様式、以下「申込書」という。）に広告案及び必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みが掲載予定件数を超過であった場合の広告掲載の決定方法については、抽選とする。

3 市長は、第1項の申し込みがあったときは、その諾否を決定し、綾瀬市有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(広告の規格、広告料等)

第5条 広告の規格、掲載期間及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、綾瀬市コミュニティバスの車内利用広告及び車体利用広告の掲載方法等については、別に定める。

(掲載料の納付)

第6条 申込者は、第4条第3項に規定する決定を受けた日から、2週間以内に納付するものとする。

(原稿の作成・提出)

第7条 原稿は、市が指定する方法により作成するものとし、市が指定する期日までに提出するものとする。

(掲載期間の変更)

第8条 特別な事情により広告の掲載を継続することが出来なくなった場合、市と申込者は協議の上、掲載期間を変更することが出来るものとする。

2 市長は、第1項の協議を行ったときは、綾瀬市有料広告掲載変更決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の綾瀬市コミュニティバスに係る有料広告取扱要領別表の規定は、この要領の施行の日以後の申込に適用し、同日前の申込については、なお従前の例による。

(別表 5 条関係)

掲載広告	規格 (縦×横)	掲載期間	掲載料
車内利用広告	365mm×515mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	1,000円/月額
車体利用広告 (側面上部)	330mm×1,500mm× 2箇所	1ヶ月 (最大12ヶ月)	5,000円/月額 (1箇所)
車体利用広告 (側面下部・左側)	600mm×900mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	5,400円/月額 (1箇所)
車体利用広告 (側面下部・右側)	600mm×1,100mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	6,600円/月額 (1箇所)
車体利用広告 (後面・縦)	600mm×330mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	6,200円/月額
車体利用広告 (後面・横)	250mm×792mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	6,200円/月額
パンフレット広告 (表)	63mm×123mm	1年	30,000円/年額
パンフレット広告 (裏)	63mm×123mm	1年	15,000円/年額

第1号様式（第4条関係）

綾瀬市有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

申込者 住所（所在地）

名称

代表者職氏名

電話番号

F A X 番号

e-mail

担当者氏名

綾瀬市コミュニティバス車両に係る有料広告掲載取扱要領第4条の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

広告媒体	
広告案	※広告案を添付していただいても構いません。

備考

広告掲載にあたっては、綾瀬市の有料広告関連規定を遵守するほか、次の事項についても誓約します。

（広告掲載に係る誓約事項）

- 1 市内所在の申込者については、綾瀬市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
- 2 市外所在の申込者については、市民税の納付が確認できる書類を1部提出します。
※かながわ電子入札共同システム登録者については提出不要です。
※年度内に本市の他の広告掲載申込時に既に提出している場合は提出不要です。
- 3 その他の税についても滞納はありません。

第2号様式（第4条関係）

綾瀬市有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で、申込みがありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分 掲載します。

掲載しません。

理由

2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告の掲載料 金 円

4 納付期限 年 月 日

5 その他

広報掲載用版下原稿、またはデータ（CD等）を指定期日までに提出してください。なお、掲載した原稿・データは、原則としてお返しできません。

第3号様式（第8条関係）

綾瀬市有料広告掲載変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で、決定しました有料広告について、次のとおり掲載期間の変更を決定したので通知します。

1 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで